

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第14条では、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものは、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。
- ・そして、労働安全衛生法施行令第6条第18号により、別表第3に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のために取り扱う作業等を除く。）が、また、同条第20号により、四アルキル鉛等業務（遠隔操作で行う隔離室におけるものを除く。）に係る作業が、それぞれ特定化学物質作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者を選任すべき作業であると定められています。
- ・この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、その作業に従事させる際に必要となる特定化学物質作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者の資格を取得していただくためのものです。



受講資格

特になし

受講科目・講習時間

- 学科講習：特定化学物質による健康障害及びその予防措置に関する知識(4H)、作業環境の改善に関する知識(4H)、保護具に関する知識(2H)、関係法令(2H)
- 修了試験：全ての講義終了後に実施(1H)

受講料金 … 令和8年2月10日現在

- 一般：受講料 11,000円、テキスト代 2,200円、合計 13,200円
- 会員：受講料 11,000円、テキスト代 1,760円、合計 12,760円

その他

- ・特定化学物質障害予防規則（通称：特化則）が改正され、アーク溶接等（溶断、ガウジングを含む。）によって生じる「溶接ヒューム」が特定化学物質（第二類物質）に追加されたことから、アーク溶接等の作業では、屋内作業・屋外作業にかかわらず特定化学物質作業主任者の選任が必要となりました。（令和4年4月1日施行）
- ・なお、特化則等の改正により金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習が新設され、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、「**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**」を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任できることになりました。（施行日 令和6年1月1日）
- ・建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。

